



政府統計

報道関係者 各位

令和3年11月19日

【照会先】

政策統括官付参事官付賃金福祉統計室

室長 角井 伸一

室長補佐 小野 雄一

担当係 賃金第二係 (内線 7653・7638)

(代表電話) 03 (5253) 1111

(直通電話) 03 (3595) 3147

令和3年「賃金引上げ等の実態に関する調査」の結果を公表します

厚生労働省では、このほど、令和3年「賃金引上げ等の実態に関する調査」の結果を取りまとめましたので、公表します。

「賃金引上げ等の実態に関する調査」は、全国の民間企業における賃金の改定額、改定率、改定方法などを明らかにすることを目的に、7月から8月にかけて調査を行っています。「製造業」及び「卸売業、小売業」については常用労働者30人以上、その他の産業については常用労働者100人以上を雇用する企業から抽出して調査を行い、令和3年は1,934社から有効回答を得ました。このプレスリリース及び別添概況は、このうち常用労働者100人以上の1,708社について集計したものです。

【調査結果のポイント】

1 賃金の改定状況

(1) 賃金の改定の実施状況別企業割合

「1人平均賃金^(注)を引き上げた・引き上げる」企業割合 80.7% (前年 81.5%)

【4頁第1表、11頁付表1】

(2) 1人平均賃金の改定額(予定を含む。) 4,694円(前年4,940円)

改定率(予定を含む。) 1.6%(同 1.7%)

【5頁第2表、6頁第1図、12頁付表2】

(注) 1人平均賃金とは、所定内賃金(諸手当等を含むが、時間外・休日手当や深夜手当等の割増手当、慶弔手当等の特別手当を含まない)の1人当たりの平均額をいう。

2 定期昇給等の実施状況

(1) 賃金の改定を実施し又は予定している企業及び賃金の改定を実施しない企業における定期昇給の状況

定期昇給を「行った・行う」企業割合

管理職 63.1%(前年 67.3%)

一般職 74.6%(同 75.5%)

【7頁第3表、第2図、13頁付表3】

(2) 定期昇給制度がある企業におけるベースアップの状況

ベースアップを「行った・行う」企業割合

管理職 15.1%(前年 21.5%)

一般職 17.7%(同 26.0%)

【8頁第4表、13頁付表4】

(3) 賃金カットの実施状況

賃金カットを「実施し又は予定している」企業割合 7.7%(前年 10.9%)

【9頁第5表、14頁付表5、付表6】

詳細は別添概況をご覧ください。